

令和2年度不妊治療費の助成に関する調査結果

	伊予市	四国中央市	西予市
対象となる治療	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精・男性不妊治療を含む)	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊を含む。)
助成金の上限額	1年度につき5万円まで。男性不妊治療についても別に1年度につき5万円まで。ただし、県からの補助金を引いた額で治療費の範囲内。	1回の申請につき、治療に要した費用から愛媛県の助成額を引いた額で、5万円まで。	1回の治療につき5万円まで。ただし、採卵を伴わない凍結胚移植、採卵したが状態の良い卵が得られず中止した場合は2万5千円まで。なお、初回治療に限り治療ステージC・Fを除き10万円まで助成する。また、男性不妊治療を行った場合は1回につき5万円まで助成する。ただし、Cの治療を除く。いずれも県要綱による助成金を控除した額で治療費の範囲内。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県特定不妊治療費助成事業の助成金の交付を受けていること</li> <li>・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること</li> <li>・申請日の1年以上前から夫婦ともに伊予市に住所を有していること</li> <li>・市税を滞納していないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①愛媛県の特定不妊治療助成対象と認められた方</li> <li>②四国中央市に住所を1年以上有する者。</li> <li>③市税、料金及び使用料等を滞納していない者。</li> </ul>	法律上の婚姻をしている夫婦であって <ul style="list-style-type: none"> <li>①愛媛県特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成の決定を受けていること。</li> <li>②夫婦のいずれもが西予市内に住所を有し、夫婦のいずれもまたはいずれか一方が申請日の1年以上前から西予市に住所を有している。</li> <li>③市税を滞納していない。</li> </ul>
所得制限	前年(当該申請日が1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得額の合計が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満。	愛媛県と同様
助成回数	治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である時は通算6回まで、40歳以上である時は3回まで	初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし。	愛媛県と同様
申請期限	治療が終了した年度内	治療が終了した年度内	治療が終了した年度内。
申請窓口	伊予市保健センター	四国中央市保健センター	西予市健康づくり推進課、各支所生活福祉課